

(取扱注意)

平成 26 年 2 月 18 日(火)

【非公式】短期集中特別訓練事業に係る業務打合せ

日時：平成 26 年 2 月 17 日

於：高度ポリ 502 会議室

出席者：厚生労働省 (8 名)

能力開発課 企画官、課長補佐、係長

機構 (10 名)

企画部 企画調整課長補佐

経理部 会計業務課長補佐

求職者支援訓練部 次長、課長、調査役、調査役、

訓練企画課長補佐、訓練認定課長補佐、(未出席)

専門役、

1. 企画官より全般説明

- 今回の短期集中特別訓練は現行の求職者支援訓練でカバーが出来ない、より下層の方を対象としている。具体的には、3ヶ月の訓練期間について行くことが難しく、また現行訓練が IT 関係中心で、座学メインの訓練で能力的に厳しい方を対象に1ヶ月程度の期間で実技中心 (全体の 5 割以上) にて計画数 3.2 万人で考えている。
- 仕上がり像については、メインでなくとも補助的スタッフとなり得るレベルを想定している。
- 過去の基金訓練との違いについては、
 - ① 業務委託先は中央職業能力開発協会ではなく、厚生労働省が選定する。
 - ② 認定基準は中央職業能力開発協会ではなく、厚生労働省で作成する。
※作成に当たっては、機構に相談はさせていただく。
 - ③ 実施要領は本省で作成した上で、中央職業能力開発協会へ通知する。
 - ④ 委託先が認定審査業務を行い、その結果一覧表を中央職業能力開発協会へ送付し、最終決定を行う
 - ⑤ 奨励金支給事務も同じ
 - ⑥ 不正調査も強化する。
- スケジュールについては、今後、訓練実施の重点分野を決めて業界団体と個別に調整していく。実施が可能である業界へあたりをつけて、3 月から受付を開始したい。

2. 課長補佐より仕様書について説明

- ・ 明日以降 HP に公表する。
- ・ 3 月から受付を開始して、5 月から募集開始としたい。
- ・ 過去の基金訓練との違いについては、中央職業能力開発協会の関与が非常に弱いので委託先の事前審査を強化する。
- ・ 対象者は仕様書のとおり。
- ・ 訓練については「初級」「中級」とそれぞれ 1~3 ヶ月程度で設定し、初級を修了した後、中級の訓練へ連続受講を想定している。しかし、別の実施機関を跨いでの連続受講は想定していない。
- ・ 訓練実施場所については、常に同一でなくともいい。
- ・ 1 コースの定員については、対象訓練生は手がかかることが想定されるので 30 名以下で考えている。
- ・ 業界団体と事前にカリキュラムの相談が必要だと考えている。
- ・ 実施規模は 3.2 万人で一県あたり 1,000~200 名くらいを予定する。都道府県別に計画数を厚生労働省が示す予定。
- ・ 就職率が 30% 以下となった訓練実施機関は、現行の求職者支援訓練で認定を認めない予定。
- ・ キャリア・コンサルティングについて、訓練実施機関はこれまで実績のない機関が多くなると思うので、ノウハウや人材がいない。そのため外部から資源を活用するため委託先が有資格者を雇い、または育成して出向いての支援を行う。
- ・ 各県に統括マネージャー、能開コーディネーター、能開支援アドバイザーを設置する。
- ・ 不正監視については、求職者支援訓練と同様に抜き打ちでの訪問を行う。
- ・ 予定価格は約 20 億である。

3. 企画官より補足

- ・ 仕様書記載の「(2) 訓練内容②具体的には～」にある「学科は 3 割以内」の前に「学科を設定する場合であっても、学科は 3 割以内」に修正
- ・ 重点分野はビルクリーニング、警備、介護補助、調理補助（資料記載無し）である。
- ・ すでに業界団体の東京ビルメン、介護労働安定センター、企業ではアルソックと相談をしている。
- ・ 東京であれば連携してモデルカリキュラムが作成できると思っている。そして地方の支部へ下ろして訓練を設定していきたい。

4. 質疑 ○ 厚生労働省 ● 機構

- 機構にキャリアコンの有資格者はいるのか。
- いるが、求職者支援業務ではやっていない。アビリティ業務で行っている。

- 県庁所在地に支援拠点はああるのか。
- 13 施設ではない。

- 登録キャリアコンを機構がそろえるのは難しいが。
- 機構が人を雇えということか。
- そのとおり。
- 訓練実施機関の訓練に機構が参画するということは問題ないのか。
- キャリコンを行う人と、調査等事務を行う人が別であって牽制体制があれば問題ない。
- 地方でもキャリアコン講習は可能か。
- 機構では実施してなく、LECなどが実施している。
- キャリコンの支援は是非ともお願いしたい。
- 謝金の単価を引き上げれば可能性はある。
- 労働局と取り合いになる可能性もあるが、いいと思う。
- 現在、機構でキャリアコン業務は行っていないので、求職者支援訓練部では責任が負えない。
- キャリコン自体に責任・説明を負ってもらうものではない。
- キャリコン業務で訓練実施機関においてトラブルがあった際の責任の所在はどこになるのか。
- 一義的には委託先になるが、選定した厚生労働省及び中央職業能力開発協会も含めての相談となる。

- 各県別に訓練計画定員がを設定するが、これは地域別に労働局と調整を行っていく。各県別の上限は厚生労働省で設定するが、選定は求職者支援訓練の点数化のスキームで選定する。
重点分野から選定を行うが、定員が埋まらなかった場合、IT 関係も行うが、IT 関係だけでの実施は不可。

- 指導権限、不祥事の際、責任の所在はどこなのか。
- 指導権限というのはよく分からないが、委託先に問題があれば厚生労働省になる。
- 訓練実施機関の訓練に委託機関の機構が関与（キャリアコン）すること問題になると思う。
- 資源の活用という面からお願いしたい。
- 代理や上層部は、そこを不安であると思う。

○ 気になる点を列挙して質問いただければ回答する。

○ 暴力団排除の確認は労働局も一緒に行う。これは実施要領にも記載する。

○ 重点分野における訓練は、委託先が訓練実施機関を手伝ってあげないと難しい。

● 人が集まるか不安があり、訓練実施の調整だけして、人が集まってから認定して実施できないか。

○ タイミングで柔軟に対応になるが、出来ないと思う。

● 一者応札になることは問題にならないか。

○ 問題にならない。外部から問われた際は厚生労働省で説明する。

○ 出来ないところがあるのならば、言ってもらえれば対応する。

○ 企画書の説明会は26日に予定している。プレゼンは実施しない。プレスリリースは行わない。公示は明日18日昼くらいを予定している。

● 認定の結果通知は機構センターで行うと、文書の保存もセンターで行うのか。そうすると基金訓練時に購入できなかったロッカー等備品を用意する必要もあり、業務終了後も文書保存で必要となると精算時の会計処理に問題がある。

○ そのとおり。前回買えなかった備品は検討する。

● 3月からの受付開始とあるが、年度内に経費の実績も必要となるのか。

○ 業務実績だけで問題ない。

● 認定基準は機構と厚生労働省が直接調整するのか。

○ そうである。

● 人の配置について3月契約後に募集開始をした場合、実働は4月からとなる。

○ 了解した。

● 総括マネージャーは常勤か。

○ そうである。

● 今回の事業は一年限りか。

○ ここ限りだが、効果が上がれば今後は求職者支援訓練の中で恒久化したい。

滞納処分件数の推移

平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額	延べ差押数	差押金額
件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
55,830	20,943	68,488	24,507	77,262	29,878	95,228	38,969	120,525	45,409	164,369	56,397	177,260	65,605	187,412	73,475	212,087	79,735	243,540	89,626
(8.5)	(17.6)	(22.7)	(17.0)	(12.8)	(21.9)	(23.3)	(30.4)	(26.6)	(16.5)	(36.4)	(24.2)	(7.8)	(16.3)	(5.7)	(12.0)	(13.2)	(8.5)	(14.8)	(12.4)

(出所) 国民健康保険事業の実施状況報告[国民健康保険課調べ]

(注1) 延べ差押数は、差し押えた物件の数であり、1世帯で2つの物件を差し押さえた場合は2件と計算している。

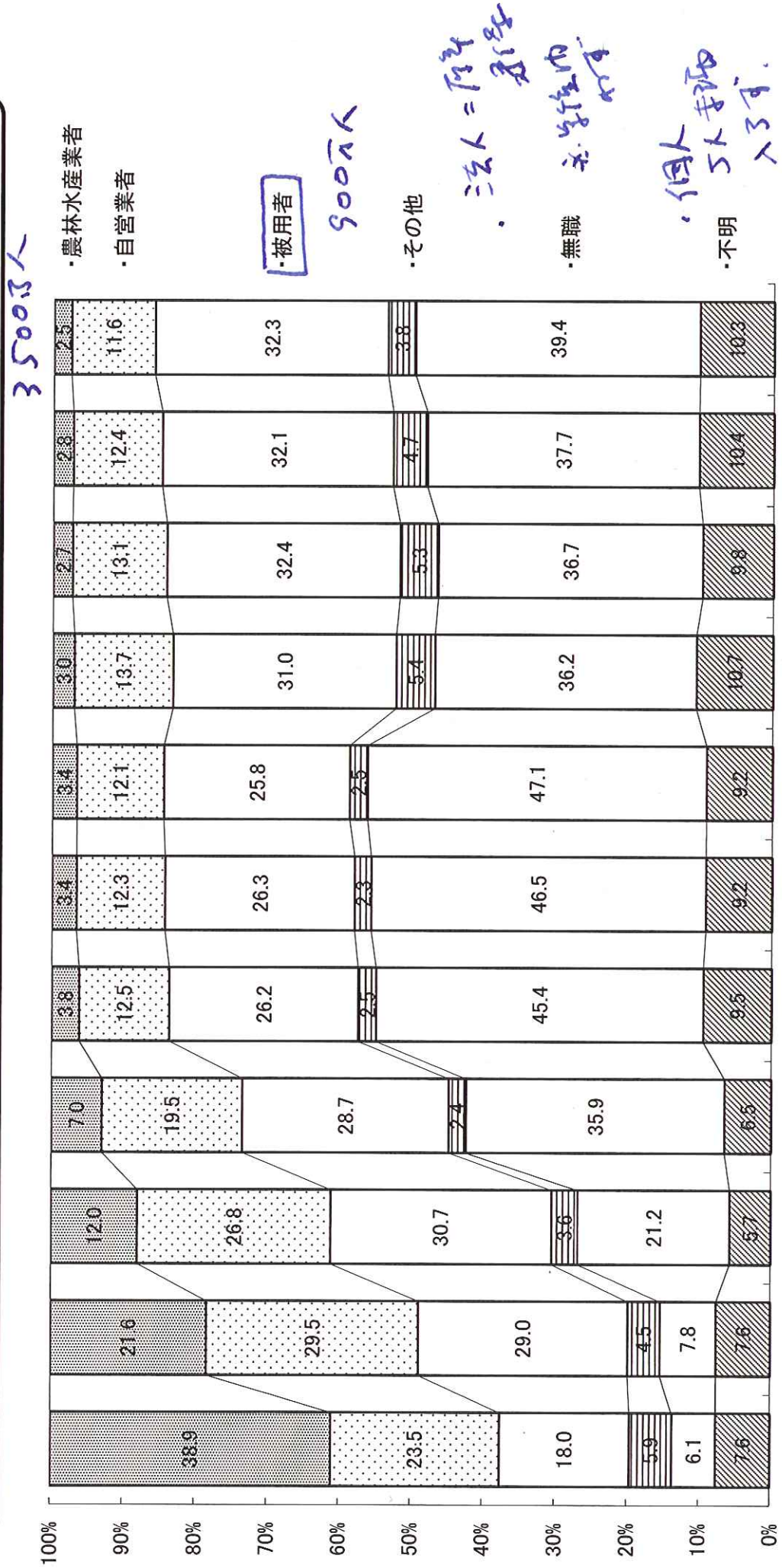
(注2) 差押金額は、差し押えに係る債権額(滞納保険料(税)額等)である。

(注4) カッコ内の数値は、対前年度増加率である。

(注5) 平成24年度は速報値である。

市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移

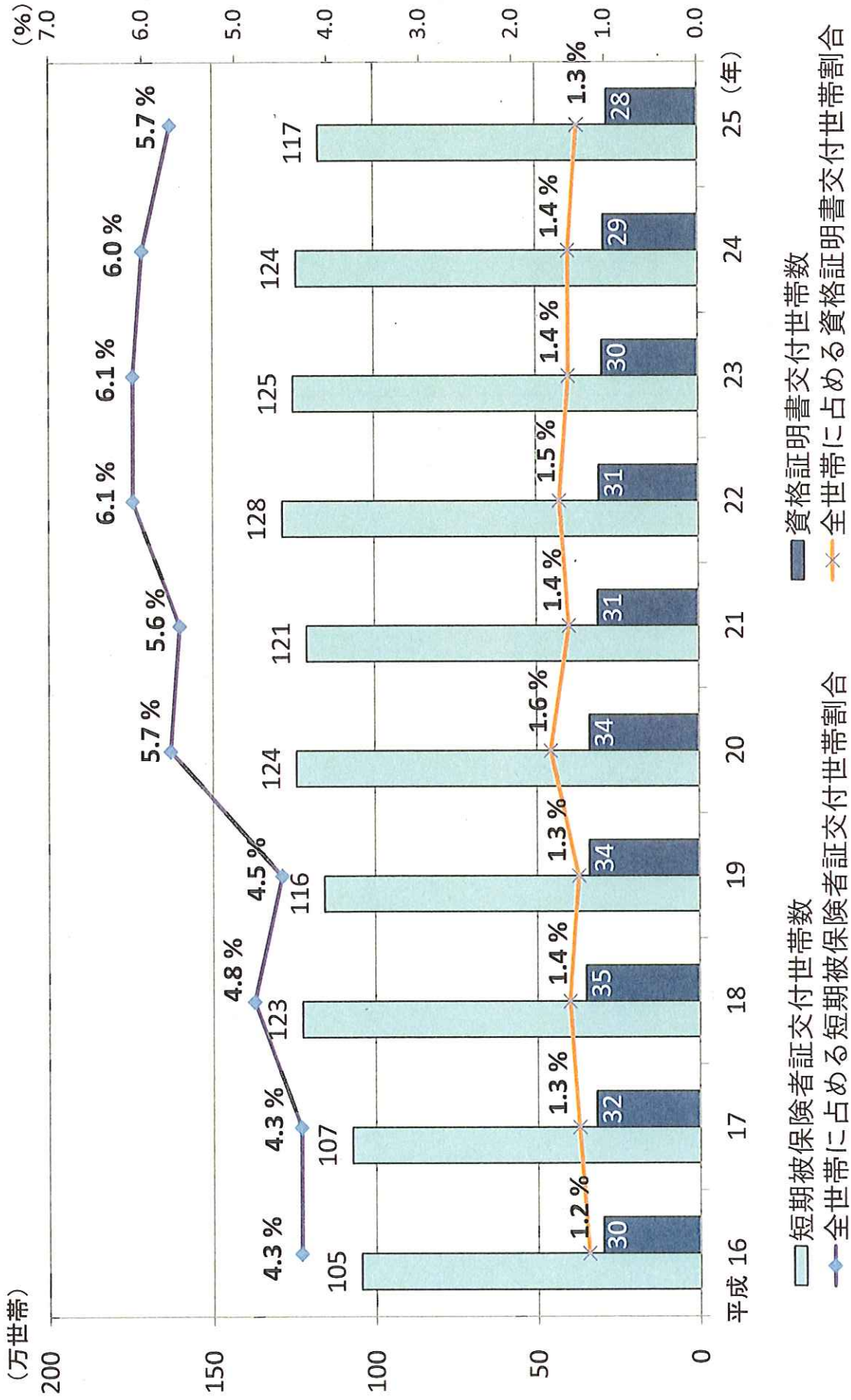
- 自営業・農林水産業は、昭和40年代には約6割であったが、近年15%程度で推移。
- 年金生活者等無職者の割合が大幅に増加するとともに、被用者は約2割から約3割に増加。



昭和40年 昭和50年 昭和60年 平成7年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年

(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」
 (注1) 擬制世帯を含む。
 (注2) 平成20年度以降は後期高齢者医療制度創設に伴い、無職の世帯割合が減少していることに留意が必要。

短期被保険者証・資格証明書交付世帯の推移



(出所) 保険局国民健康保険課調べ

注1) 各年6月1日現在の状況。

注2) 平成25年は速報値。

全社 = 従業員への

推進

平成26年3月11日
厚生労働省
年金局事業管理課

厚生年金等の適用促進策の実施状況

項番		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	適用調査対象事業所数（年度末現在）	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	387,840
2	外部委託による 外部委託による 外部委託による	外部委託による 文書・電話勧奨事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741	276,540
		外部委託による 訪問加入勧奨事業所	注1 43,755	36,480	24,198	18,953	65,957	120,344
4	職員実施分	8,657	1,030	595	1,575	2,894	1,424	947
5	戸別訪問による 重点的加入指導実施事業所数	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556	20,736	22,414
6	適用対策を講じた結果、 適用した事業所数	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808	6,685	8,322
7	上記のうち、認定による 加入手続事業所数	87	73	21	34	71	165	57

2/9

(注1) 平成18年度欄の外部委託による文書・電話・訪問勧奨は、職員と外部事業者による実施数の合計である。

(注2) 平成24年度においては、平成23年度末時点の把握事業所のうち、137,675事業所に対して外部委託による訪問勧奨を実施。また、平成24年度の新規把握事業所のうち、69,690事業所に対して外部委託による文書・電話・訪問勧奨を実施。

- ※ 重点的加入指導実施事業所とは、年金事務所において優先的に加入指導を行う対象として以下の観点で選定した事業所
- ・ 関係機関からの情報提供や被保険者からの資格の確認請求が行われた事業所
 - ・ 従業員規模50人以上の事業所
 - ・ 外部委託による加入勧奨を終え、適用に至っていない従業員規模5人以上の事業所

平成26年3月11日
厚生労働省
年金局事業管理課

平成25年7月25日 第22回社会保障審議会日本年金機構評価部会
【参考資料3】 平成24年度事業実績報告書（抜粋）

【別表6】

○ 厚生年金保険適用関係指標の推移（年度別）

項番	指標名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	新規適用事業所数	事業所	80,059	78,467	69,403	63,143	67,300	69,719	74,677
2	全表事業所数	事業所	41,634	40,121	41,366	40,532	54,629	56,845	49,974
3	適用事業所数（年度末現在）	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
4	未適用事業所数（年度末現在） （適用事業所となる可能性がある事業所）	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	(193,182) 387,840
5	被保険者数（資格取得分）	人	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,931,391	5,971,161	6,064,813	6,298,001
6	被保険者数（資格喪失分）	人	6,448,290	6,642,565	6,998,244	6,149,588	5,808,127	6,019,435	6,124,748
7	被保険者数（年度末現在）	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
8	外部委託による文書・電話勧奨事業所	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741	276,540	137,675
9	適用対策	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957	120,344	69,690
10	未所要請による重点的加入指導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894	1,424	947
11	戸別訪問による重点的加入指導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556	20,736	22,414
12	適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808	6,685	8,322
13	上記のうち、認定による加入手続事業所数	事業所	87	73	21	34	71	165	57
14	事業所調査実施事業所数	事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477	437,325	491,188

（注）○24年度欄の項番8は平成23年度末時点で把握している未適用事業所に対する外部委託による訪問勧奨、項番9は平成24年度新規把握未適用事業所に対する外部委託による文書・電話・訪問勧奨の数値であること。また、18年度欄の外部委託による文書・電話・訪問勧奨は、職員と外部事業者による実施数の合計であること。

○項番4の24年度欄の上段（ ）内は、「23年度末時点で把握している未適用事業所を3年以内に半減」との目標に対する24年度末時点の事業所数（再掲）、下段は、24年度に新たに把握した未適用事業所の事業所数であること。

日本年金機構 平成 25 年度計画 (抜粋)

平成 25 年 3 月 29 日付厚生労働省発年 0329 第 5 号認可

II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 適用事務に関する事項

(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進

② 事業主からの適正な届出の促進

オ 総合調査及び定時決定時調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とする。この総合調査及び定時決定時調査等の調査結果については、今後の取組に反映させる。また、一括適用制度又は本社管理の利用促進を図ることにより、短期間の加入漏れの発生防止等に努める。

H24 年計画 2年 実施中
↓
H25 年計画

国民年金第1号被保険者の就業状況別の割合と保険料納付状況

調査対象となった第1号被保険者1,650万人の内訳

自営業主	237万人 (14.4%)	納付者	69.1%	免除等	7.8%	滞納者	23.1%
家族従業者	128万人 (7.8%)		22.2%		5.6%		16.5%
常用雇用	126万人 (7.7%)		56.8%		7.7%		35.6%
臨時・パート	467万人 (28.3%)		42.3%		28.7%		29.0%
無職	642万人 (38.9%)		38.6%		35.7%		25.7%
不詳	51万人 (3.1%)		50.4%		22.0%		27.6%

- [納付者…平成21年度及び平成22年度において保険料を納付したことがある者(免除等を除く)
- [免除等…平成22年度末に保険料の申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予を受けていた者
- [滞納者…平成21年度及び平成22年度において一度も納付していない者(免除等を除く)

(注)平成23年3月末の第1号被保険者数は1,904万人だが、任意加入被保険者、法定免除者等が対象外となり、調査対象となる被保険者は1,737万人。ただし、東日本大震災により岩手県、宮城県及び福島県について郵送調査等を実施しておらず、この集計ではその分を除いた1,650万人分について集計している。

(資料)厚生労働省「平成23年国民年金被保険者実態調査報告」より作成

たので、数がちよつと多くなつてゐるんです。

いずれにしても、国税庁では二百七十六万一千件は少なくとも生きてゐるというふうには判断をしてゐるわけですから、それとこの百三十九万、百三十九万と百七十八万の差は、私はかなりの部分は、大手企業の支店が別登記されてゐる事業所、あるいは工場が別登記されてゐる事業所などではないかなというふうに思いますので、法人の数として今厚生年金に加入してゐるのは百三十九万だろつというふうに思います。あるいは、それに近い、ちよつと超えるぐらいの数。

そうすると、いずれにしても、二百七十六万と百三十九万ですから、あらあらいつても百三十万社ぐらいは厚生年金に未加入のところがあるんだろつというふうに思います。

これを別組織で潰していくというのが大変効率が悪いものですから、税務署と日本年金機構の徴収部門を一緒にしたらいいのではないかとというのが、かねてから私が申し上げております歳入庁のメリットなんですけれども、今、そのことを指摘させていだいた上で、後で答弁されたいということだったので、田村大臣、何かありましたら、どうぞ。

○田村国務大臣 今委員おっしゃられました、百七十八万件と百三十九万件の差であります、一つは、言われたとおり、それぞれの法人が、支店もございまして、それから工場等々もございまして、どうしても、法人情報の方は、本店等々が基本的

には登録されてゐる。一方で、この厚生年金の適用事業所の場合は、その場所でございますので、その差があります。

それからもう一つは、地方公共団体等々で、公務員じゃない方々、しかし厚生年金の適用になられる方々がおられます。こういう方々も実はその差に入つてくるということでございますから、これはどれぐらいあられるか、ちよつと我々も把握はしておりませんが、その差もあるんだと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、今この二つの情報で五年間かけて集中的にやろうと思つておりますが、さらに、今おっしゃられました、財務省から実働している法人の情報も何とかいただけないかということ、今これは検討をさせていただきます。ただいておりまして、何とかその方向でこれができれば、さらに具体的にスピードが上がつていくのではないかと、このように期待をいたしております。

○浅尾委員 では、そういう要請がありましたので、以前は断られたんですが、麻生財務大臣、ぜひ動いてゐる情報を提供いただきませうようにお願いしたいと思います。

○麻生国務大臣 昨年八月に取りまとめられております年金保険料の徴収体制強化に関する政府検討チームの論点整理というのがあるんですが、これは御存じのように、歳入庁というものの創設をやりますと、年金機構、これは特殊法人ですけれ

ども、この年金機構に約一万六千人ぐらいの方がいらつしやるはずですが、この一万六千人の非公務員を公務員にもう一回するという話ですので、行政改革との関係で、一万六千人公務員がふえるということの意味するので、これはいかがかなと思つておりますの一点。

それから、保険料徴収の基本的な考え方を整理して必要な対策を講ずるといふことが重要なのであつて、これは組織を統合して歳入庁を創設すれば解決するといふ問題ではないのではないかと思つたりいたしております。

いずれにしても、これは、厚生年金の適用事業所の把握というのを拡大、促進するために、国税庁の保有しております必要ないわゆる法人情報を提供するなど、現在の体制のもとで関係省庁との連携を強化することで、法人の把握、また突合せのベースを向上するようにさせていかねばいかぬ、そのように考えております。

○浅尾委員 今ちよつと、財務大臣の指摘の中で、私が考へてゐることと、一点だけ違うので、実際の人数を教へていただきたいんです。

日本年金機構の職員は確かに一万六千人ですが、徴収部門に従事してゐる方、つまり、支払いは大体、一万六千人のうちの一萬二千人ぐらいじゃないかと思ふんです、徴収業務は多分二千人ぐらいじゃないかと思ひますので、二千人がくつくだけなんじゃないかと思ひますが、実際に徴収部門に従事してゐる人数は何人ぐらいですか。

○田村國務大臣 二十五年四月時点で、厚生年金と協会管掌健康保険、この分野が千五百人、それから国民年金の徴収分野が九百人ということ、合わせて二千四百人でございます。

○浅尾委員 この千五百人の方も、実は、端的に言えば、一般の方は、私も含めて、そう言われればそうだなと思ひ直したんですが、税金は税務署が集め、年金保険料というのは年金機構が集めというふうに思っています、それはうそで、実は集めているのは会社なんです。皆さんのお給料から天引きをして会社が納めているだけなので、納める先を一方所にするというのは行革にまさになるわけでありまして、その千五百人の方、要するに企業にかかわる千五百人の方の部分は、実はその人数もなくても多分集めることはできるだろうというふうに思いますので、そういう意味で行革になるんだということ指摘させていただきたいと思ひます。

そのことを踏まえて、総理に、もう一步踏み込んだ、行革も含めて、発言をいただければと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 浅尾委員は、何か、非常に整理されていて、何となくいいと思われる方もおられるかもしれませんが、政府の立場としては、先ほど麻生大臣から答弁させていただいたとおりでありまして、厚生年金の適用促進については、年金機構において、本来、厚生年金に入るべきにもかかわらず入っていない事業所に対する集中的

な加入指導等に取り組み、そしてまた、今後、国税庁から必要な法人情報の提供を受けることを検討するということは、今も述べたとおりでありまして、まずは、現在の体制のもとで、関係機関との連携強化を行いつつ、しっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

そして、歳入庁については、これも繰り返しになるんですが、内閣官房副長官及び関係省庁政務官による検討チームが取りまとめた論点整理において、さまざまな問題点が指摘をされているわけでありまして、年金保険料の納付率向上等のためには、保険料徴収の基本的な考え方を整理して、そして必要な対策を講ずることが重要であり、組織を統合して歳入庁を創設すれば問題が解決するものではないと指摘がございました。

また、税の適切な徴収については、社会保障・税番号制度の活用や的確な税務調査の実施などにより、適正かつ公平な課税、徴収に努めていきたいと考えております。

○浅尾委員 特に、この歳入庁については、厚生年金等々の保険に入っていない業者と入っている業者で、例えば派遣の入札をすると、入っていない業者の方がかなり低い値段でとれるといったようなそういう問題点もありますので、ぜひそういうことを解決するために前に進めていただきたことというのを申し上げて、次の質問、外交、安全保障にかかわる質問に移らせていただきたと思ひます。

中国が防空識別圏を設定いたしました。もとより、この質問をするに当たって、昨日、建國記念日でありまして、たまたま、戦艦大和と一緒に沖縄戦に行かれた矢矧という船に乗っておられた池田さんという方のお話を伺って、相当、戦争というものは、実際、この方は卒寿ですから九十歳でありましたけれども、大変だということを私自身も認識をしておりますので、抑止という観点から、当然のことでありませうけれども、質問させていただいていることは申し上げておきたいと思ひます。

この中国が設定したとされる防空識別圏、何が問題かというところ、防空識別圏を設定すること自体はいろいろな国がやっていますので、そのこと自体をもつて何か問題があるということではありませぬ。しかし、防空識別圏は公海上に設定されているので、基本的には通行が自由でなければいけないというふうに思うわけでありませう、ここで問題になり得るとすると、我が国の防空識別圏と中国の防空識別圏が重なっている。

そこで、先日、米軍がB52爆撃機、これはあえて公表した話であります、もう少し低い高度でもう少し速い速度で飛んだ飛行機もあるというふうな未確認の情報もありますが、それは別としてB52爆撃機というのは速度は遅いです。戦闘機と比べて遅く、なおかつ高い高度を飛ぶわけでありませう、いずれにしても、その中国の防空識別圏の沖縄尖閣周辺を飛んだということでありませう。

平成26年3月11日
厚生労働省年金局事業管理課

建設業許可部局からの通報に基づく適用促進の状況

平成25年9月末現在の適用促進の状況は以下のとおり。

① 平成25年4月から9月までの通報件数	1,833件
② 上記①のうち、既に適用となっていた件数	296件
③ 上記①のうち、適用対象外件数	37件
④ 加入指導等により適用に至った件数	56件

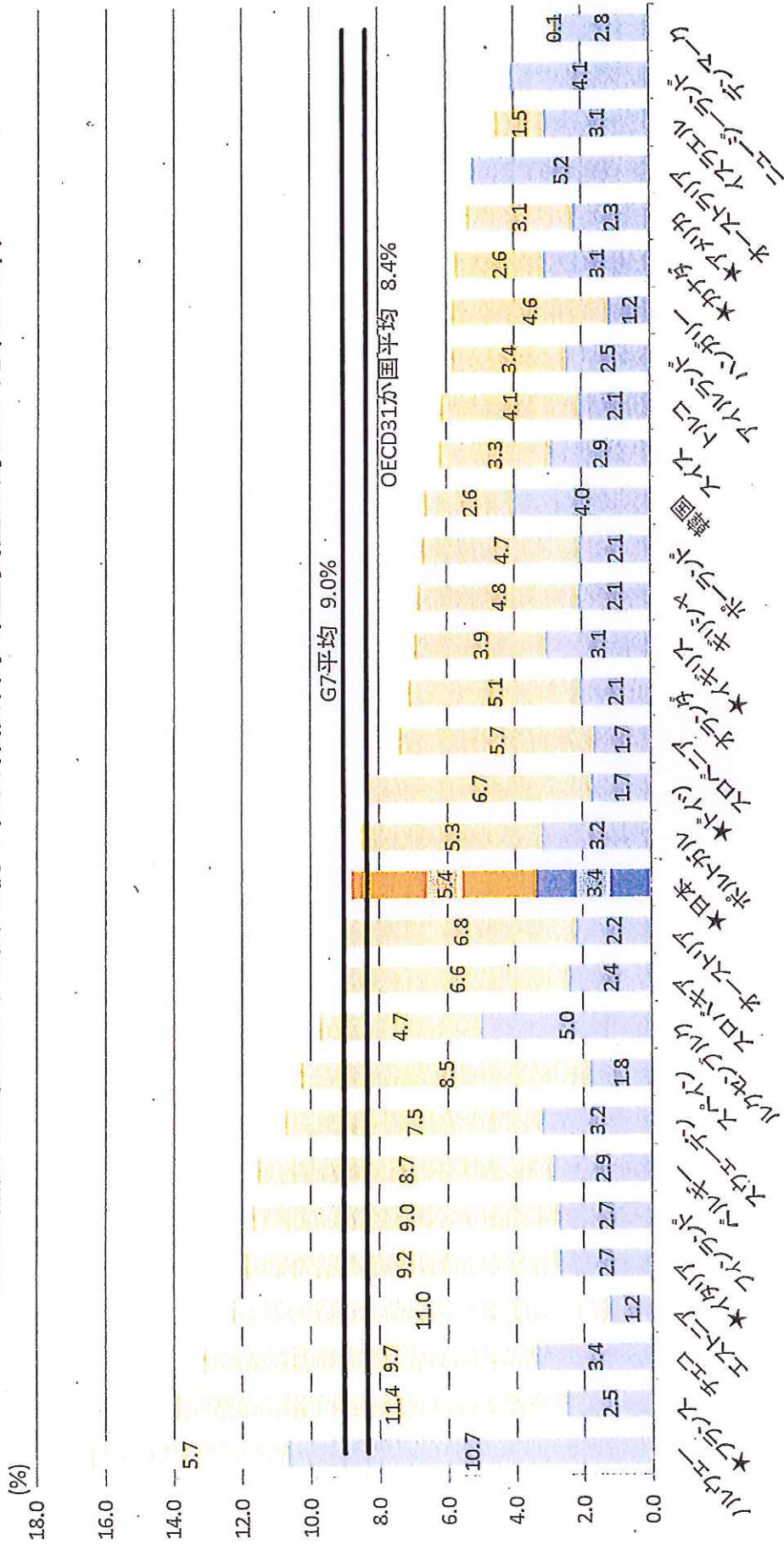
市区町村から提供される事業所情報について

市町村が事業所健診のデータの取得等を通じて、厚生年金保険等の未適用が疑われる事業所（従業員が10人以上の法人事業所）を把握した場合、年金事務所へ情報提供する取り組みの実績は以下のとおり。

年度	件数
平成22年度	0件
平成23年度	1件
平成24年度	1件

※上記は、日本年金機構発足後の数値である。

OECD諸国(★印はG7)の法人税+社会保険料事業主負担の対GDP比(2011年)



■ 法人税 ■ 社会保険料事業主負担

(注) 手り、アイスランド、メキシコはデータが入りできないため、対象から外している。
 (出典) OECD, Revenue Statistics 1965-2012, 2013, pp.104, 110から作成。

建設業許可部局による社会保険加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況
(平成24年11月～平成25年9月まで)

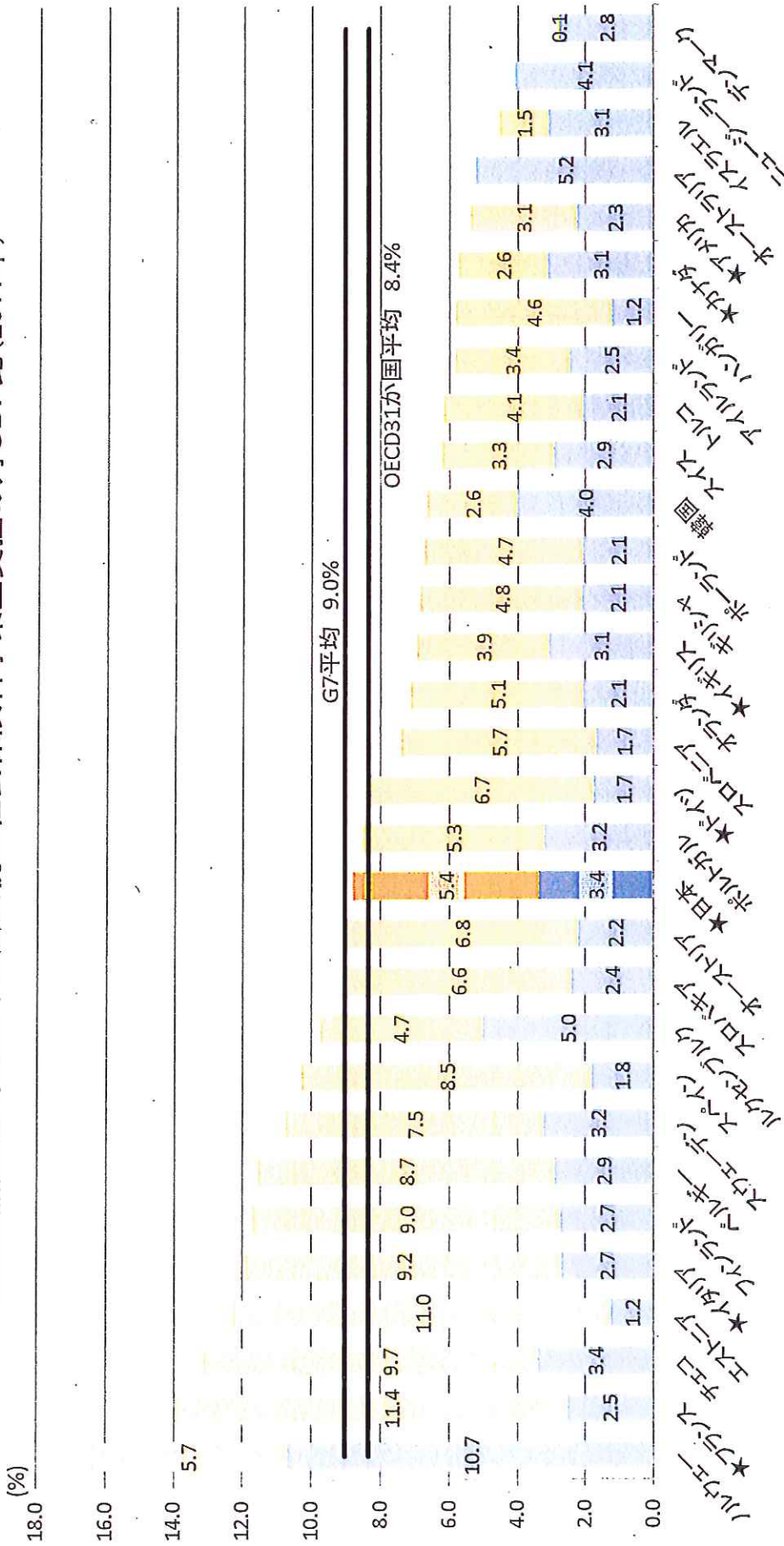
	1回目指導						2回目指導						全加入件数		通報		
	申請等 件数 (a)	指導 件数 (b)	指導率 (b)/(a)	報告 件数 (c)	報告率 (c)/(b)	加入 件数 (d)	加入率 (d)/(b)	指導 件数 (e)	2回目 指導率 (e)/(b)	報告 件数 (f)	報告率 (f)/(e)	加入 件数 (g)	加入率 (g)/(e)	1回目+ 2回目指導 (h)=(d)+(g)	加入率 (h)/(b)	通報 件数 (i)	通報率 (i)/(b)
北海道・東北	22,129	2,062	(9.3%)	375	(18.2%)	337	(16.3%)	547	(26.5%)	160	(29.3%)	123	(22.5%)	460	(22.3%)	270	(13.1%)
関東	45,430	9,326	(20.5%)	1,323	(14.2%)	1,090	(11.7%)	3,928	(42.1%)	882	(22.5%)	756	(19.2%)	1,846	(19.8%)	696	(7.5%)
北陸	8,425	469	(5.6%)	104	(22.2%)	102	(21.7%)	142	(30.3%)	49	(34.5%)	46	(32.4%)	148	(31.6%)	39	(8.3%)
中部	18,221	2,173	(11.9%)	308	(14.2%)	279	(12.8%)	577	(26.6%)	203	(35.2%)	143	(24.8%)	422	(19.4%)	490	(22.5%)
近畿	32,906	3,275	(10.0%)	566	(17.3%)	522	(15.9%)	1,254	(38.3%)	319	(25.4%)	306	(24.4%)	828	(25.3%)	175	(5.3%)
中国	11,195	561	(5.0%)	101	(18.0%)	92	(16.4%)	240	(42.8%)	50	(20.8%)	48	(20.0%)	140	(25.0%)	55	(9.8%)
四国	7,344	328	(4.5%)	111	(33.8%)	91	(27.7%)	121	(36.9%)	58	(47.9%)	47	(38.8%)	138	(42.1%)	15	(4.6%)
九州・沖縄	25,915	1,380	(5.3%)	315	(22.8%)	309	(22.4%)	506	(36.7%)	142	(28.1%)	139	(27.5%)	448	(32.5%)	138	(10.0%)
合計	171,565	19,574	(11.4%)	3,203	(16.4%)	2,822	(14.4%)	7,315	(37.4%)	1,863	(25.5%)	1,608	(22.0%)	4,430	(22.6%)	1,878	(9.6%)

注1) 原則として、1回目指導は、4カ月以内、2回目指導は、2カ月以内の報告を求めることとなっている。

注2) 建設業許可部局が行った加入指導に対する加入件数は、上記のとおり、各指導に対し、報告までに原則4カ月（1回目指導）、2カ月（2回目指導）の期間猶予（タイムラグ）があるため、今後、指導に対する加入件数の増加等の変動が見込まれる。

注3) 「通報件数」とは、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省の保険担当部局に通知した件数。

OECD諸国(★印はG7)の法人税+社会保険料事業主負担の対GDP比(2011年)



■ 法人税 ■ 社会保険料事業主負担

(注) チリ、アイスランド、メキシコはデータが入り手がないため、対象から外している。
 (出典) OECD, Revenue Statistics 1965-2012, 2013, pp.104, 110から作成。

ご指摘の350万人～400万人の算出方法について

- 当該数字は、みんなの党の試算に即して計算した場合であっても1千万人にならないことを示すために行ったもの。
- 国税庁の統計上の民間給与所得者数の推計値約5,479万人から以下の数を除いて、ごく粗い試算として算出。
 - ・厚生年金保険の被保険者数約3,464万人
 - ・週労働時間30時間未満の労働者数約930万人
 - ・従業員5人未満の個人事業所に雇用される労働者数約130万人
 - ・70歳以上の労働者数約120万人
 - ・適用対象外業種の個人事業所に雇用される労働者数約160万人
 - ・共済組合加入者数約70万人
 - ・国税庁の統計上の民間給与所得者に二重計上されている者の数約240万人

(注) 適用漏れの数については、厚生労働省としては、これまで推計を行っておらず、また、事業所調査を実際に行って初めて把握することができものであることから、確度の高い数字として示すことは困難と考えている。

法人登記簿情報の活用により把握した適用調査対象事業所数について

- 法務省から平成24年度末までに提供があった法人登記簿情報による法人数等 約442万
- 厚生年金等の適用事業所数 約165万事業所（平成24年9月時点・法人）
- 適用調査対象事業所数 約39万事業所（平成24年度末時点）

（注1）上記の数値をもとに、ごく粗い試算として約240万事業所を適用調査の対象とし、平成26年度予算案を作成した。

（注2）法人登記簿情報には休業中の会社などが一定数含まれていること（これらには厚生年金等は適用とならない）、法人数と厚生年金の適用単位である事業所数とは必ずしも単位が一致しないことなどから、厚生年金の適用対象となるか否かは、実際に事業所調査を行わなければ把握することができない。

（注3）休業中の会社のうち、一定期間登記をしていない会社については、登記所に事業を廃止していない旨の届け出をしない限り解散したものとみなされるといふ休眠整理手続があるところ、平成14年に実施した同手続の結果によれば、既存の株式会社の約7%程度が解散したものとみなされることとなった。（法務省民事局商事課）

平成25年11月6日

被用者（公務員除く）の4層構造

① 加入はしているが、保険料未払いの被用者

■未払い保険料の総額■

厚生年金	4205億円
協会けんぽ	2351億円

② 加入の義務はあるが、未加入の被用者

■未加入者が加入した場合の保険料の総額■

厚生年金	2.36兆円
協会けんぽ	1.23兆円

③ 現行ルール上では加入対象になっていない被用者（週20時間以上30時間未満）

■加入対象となった場合に増加する保険料の総額■

社会保険料 (医療・年金)	1.08兆円
------------------	--------

④ 加入対象であり、保険料も払っている被用者（通常のパターン）

■支払った保険料の総額■

厚生年金	24兆1549億円
協会けんぽ	7兆8653億円

(出所)

① 日本年金機構「平成24事業年度業務実績報告書（案）」平成25年6月24日から「収納未済額」（平成24年度）

② 長妻事務所試算

加入義務があつて未加入の者350万人、厚生年金の平均保険料年額67.6万円（労使）、協会けんぽの平均保険料年額35万円（労使）と想定。

（出典：「厚生労働省年金局 平成23年厚生年金保険・国民年金 事業年報」「厚生労働省保険局HP」）

・厚生年金：67.6万円×350万人＝約2.37兆円

・協会けんぽ：35万円×350万人＝約1.23兆円

③ 第12回社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会（平成24年2月13日）議事録から

週の所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者（現在加入対象ではない）が加入した場合の事業主負担増加額は医療保険2100億円、厚生年金3300億円（厚生労働省の粗い2015年度推計）。

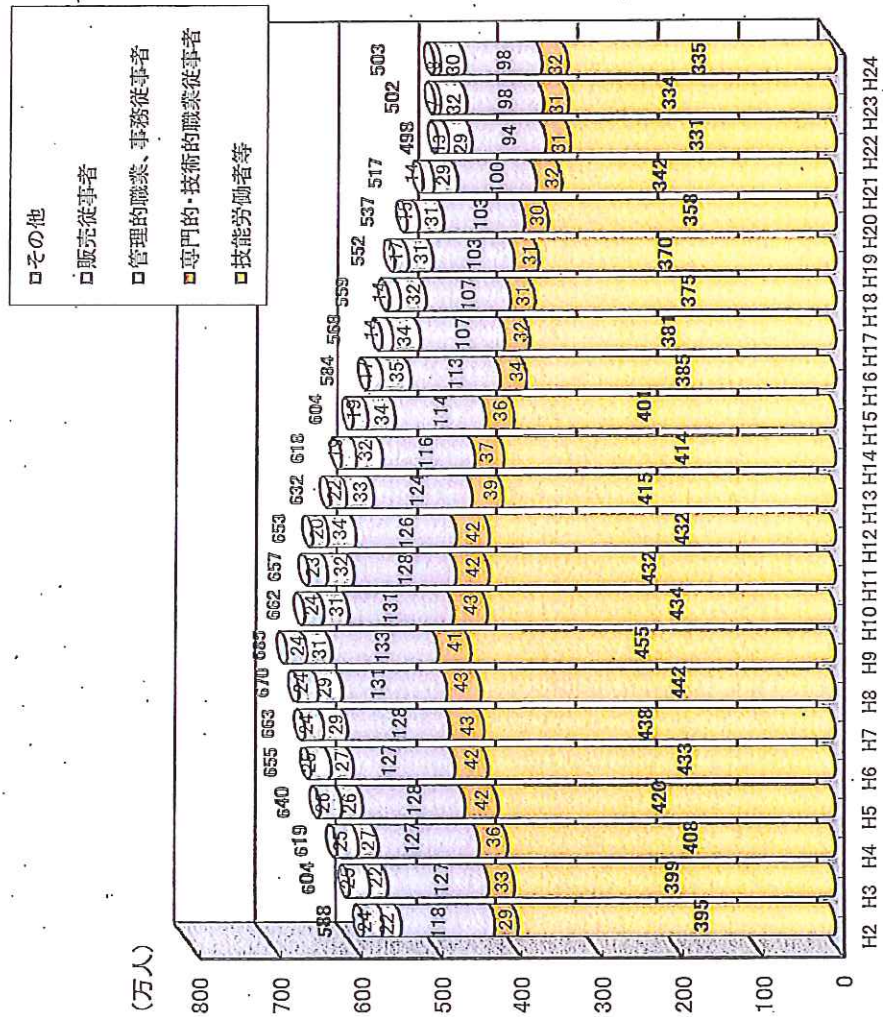
・（2100億円＋3300億円）×2＝約1.08兆円

※雇用期間6カ月未満除外

④ 日本年金機構「平成24事業年度業務実績報告書（案）」平成25年6月24日から「保険料収納額」（平成24年度）

建設業就業者の推移

厚生年金保険への加入状況(労働者別)

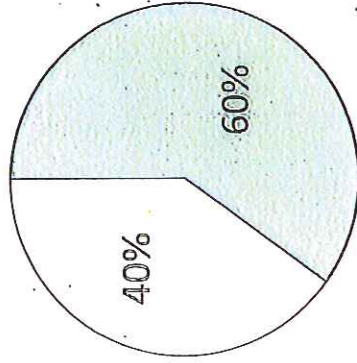


出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)

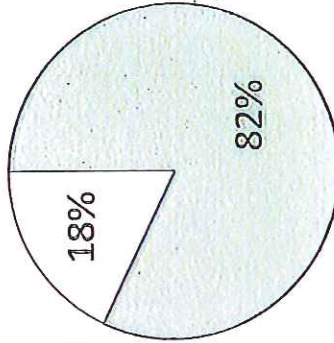
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

□加入 □未加入(国民年金加入者等を含む)

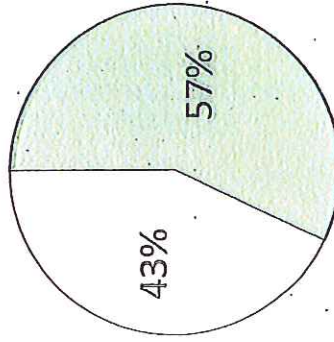
<全体>



<元請>



<一次下請>



出所：国土交通省「公共事業労働費調査(平成24年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について」

※公共事業労働費調査は、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者の賃金支払実態を調査してとりまとめたもの。

厚生年金 説明ちぐはぐ

厚生年金に入る資格があるのに雇い主が手続書を送り、未加入の会社員が出ている問題で、政府の説明が迷走している。加入漏れが「350万」から「400万人」との推計を田村憲久厚生労働相が国会を示したが、その後「正しい数字として出した覚えはない」と否定。もはやぐな答弁に、野党から批判が出ている。

「加入漏れ350万人」 政府が一転否定

予算委員会。加入漏れについて、みんなの党の浅尾廉一郎氏が「1千万人」とする独自試算をもとに、「政府として数字を持っていくか」と質問した。田村氏は「大体350万、400万人ぐらいが漏れている人数ではないか」と答弁。推計方法も示し「粗々の試算」と説明した。

だが、11月1日には、民主黨の長妻昭氏の質問主意書に対して、「みんなの党の試算を即して計算しても、千万人にはならないことを示すために行った。厚生省として人数を示したものではない」との答弁書を政府が決定した。

6日の衆院厚生労働委員会では、長妻氏がこの問題を取り上げると、田村氏は「我々が認めたい数字ではない」と改めて釈明。長妻氏は「答弁に失敗したからといって、後で取り繕うのはやめ、(衆議院)直視してほしい」と批判した。(中村隆三郎)